

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度さっぽろ子育てサポートセンター事業運営業務
発注課	子) 子育て支援推進担当課
選定事業者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 <input type="checkbox"/> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第()号</p> <p>【具体的事由】 本事業は、提供会員と利用会員の互助組織により、地域の市民が相互に子育てを支援するものであり、その対象は0歳から小学校6年生までの子どもを育てている家庭である。預かり中に事故なく、安定して事業を継続することで、子育て家庭が安心して育児できる環境を整備することを目的としている。 そのため、本事業運営業務においては、担い手(提供会員、アドバイザー等)の確保の他、安全な預かりを保証できる質の高い人材育成や利用調整及び利用会員・提供会員双方への親身なフォローが不可欠であり、これらを国や本市が求める基準を満たしたうえで、本市の会員規模でも適正に実施できる必要がある。 これら、質の高いボランティア活動の運営実績とノウハウがあり、本市の会員規模にも対応可能な事業者は、札幌市社会福祉協議会のみである。 札幌市社会福祉協議会は、地域福祉の向上を目的として、ボランティア活動センターの運営や各種福祉人材の育成を長年行っており、市民ボランティアの育成に関する豊富なスキルと経験が蓄積されている。また、地域支え合い有償ボランティア事業を実施しており、市民会員の互助組織による有償ボランティアという点で本事業と類似性の高い事業実績もある。さらに、各区に支部や団体を持ち、本市の会員規模にも対応が可能な組織を有しており、平成13年度の事業開始当初から大きな事故もなく、安定した運営実績を残している。このことから、本事業の目的に照らし、相応の資力、信用、技術、経験等を有していると判断できる。 以上により、同法人以外に当該業務の履行可能となる事業者がおらず、同事業者を選定することが業務遂行上円滑かつ合理的であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (予定価格100万円超の場合に記入)

決定日	2026年2月9日
-----	-----------